

山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会
(やまなし情報発信交流会業務委託事業者選考審査会) 運営要綱

(趣旨)

第1条 この運営要綱は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和60年山梨県規則第8号）第13条の規定に基づき、山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会（やまなし情報発信交流会業務委託事業者選考審査会）（以下「審査委員会」という。）の運営（企画提案書面審査）について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 審査委員会（企画提案書面審査）の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) やまなし情報発信交流会業務委託に係る企画提案書の審査
- (2) やまなし情報発信交流会業務委託候補者の選定
- (3) その他必要と認められる事項

(庶務)

第3条 審査委員会の庶務は、観光振興グループにおいて処理する。

附 則

この運営要綱は、令和7年7月1日から施行し、やまなし情報発信交流会業務委託契約締結日をもって廃止する。